

(仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第2回行政分科会)

日 時：平成 20 年 7 月 26 日 (土) 14:00 ~ 16:30

場 所：尾西生涯学習センター

出席者：自治基本条例を考える会委員 9 名

ファシリテーター 吉村輝彦氏

事務局 (企画政策課職員) 2 名

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	情報公開 / 行政情報を知る権利

会議のまとめ

「情報公開 / 行政情報を知る権利」の項のみ、19 日での会議内容に 26 日の話し合いを追加してまとめて記載

基本的な考え方

- ・ 住民主権であり、住民は情報を知る権利がある。
- ・ 協働とは、責任も市民が負うということ。責任を負うためには、判断するための材料としての情報を知る権利がある。
- ・ 情報公開が進むと、市民の判断力がさらに問われることになる。問題を自分たちのこととして考え、市民に覚悟とリスクをとることが求められる。
現状では、行政にお任せ市民が多い。
- ・ 個別条例の上になつた条例として自治基本条例があり、既存の情報公開条例なども必要に応じて見直していく、あるいは、関連する仕組みを整備していく。

情報公開する範囲・内容

- ・ 行政が自ら進んで提供するものと、市民から請求されて出す情報と 2 種類ある。市民が情報を請求した際、適切な開示がなされる必要がある。
- ・ 情報を公開する範囲をあらかじめ決めておく必要がある。恣意的な公開になってはいけない。
- ・ 情報公開された内容も重要な情報であり、公開されるべき。
- ・ 誰がどのような請求をし、どのように開示され、どのような内容を公開されたかという事実も公開していく「情報公開された内容も重要な情報であり、公開されるべき」についての補足説明。

情報公開を求める対象

- ・ 第三セクター、市の関連法人など、市が最終的に責任を負う組織については全て情報公開の対象とする。

大阪府の事例を見る限り、関連法人の情報公開はきわめて重要だ。

情報公開のツール・仕組み

- ・ 情報公開のツールや仕組みを充実させる必要がある。
- ・ 市の相談窓口がもっと活用されるとよい。

個人情報の保護

- ・ 行政の責務としての個人情報の保護。
- ・ 権利を侵害しないようにする。
- ・ 個人情報の保護を配慮しつつ、積極的に情報を共有していく。

議論のプロセス

基本的な考え方

- ・ もっと積極的に情報公開を求める人が増えると良い。

情報公開のタイミング

- ・ 情報の入手できるタイミングはもっと早くできないか。広報では遅い。
- ・ 重要な事柄が決まった後に情報公開されても遅い。
- ・ 議会に上程される際には情報が公開されるべき
- ・ 原則、事業の計画段階から情報は公開されるべき。
- ・ 技術的に可能かどうか分からないが、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの中で、予め情報公開するべきものを決めておく。

情報公開する範囲・内容

- ・ 非開示の範囲、それを説明する責任。

市民の情報・意見の取り扱い

- ・ 市民の持つ情報・意見も提供すべき。生の声・ニーズとして政策に活かしてもらう必要がある。

情報公開の仕組み・ツール

- ・ PC を使えない人も多い。インターネットに依存した情報公開ではなく、ケーブルテレビ、FAX など、配慮が必要だ。
- ・ 情報公開には双方向性が必要。

個人情報の保護

- ・ 「個人情報保護されるべきだ」をつきつめていくと、よき隣人づくりを阻害していくことにつながりかねない。個人情報保護をつきつめると、みんなで行うまちづくりと対立していくことになりかねない。どのようにバランスをとっていくかが大事。
- ・ 有効に個人情報を活用していくような仕組みを検討していくことも大事。

その他

- ・ 情報開示の原則
- ・ 情報開示のされ方
- ・ 情報保管をどのようにするのか。
- ・ 情報公開に関わる事務などコストとのバランスで仕組みづくりをすること。

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	説明責任

議論のプロセス

- ・ まちづくりの主体として、行政・NPO・町内会などは、
 - 1) 積極的に他に説明する役割を担う
 - 2) 積極的に説明責任を果たす
 - 3) 説明責任を果たす義務がある。この3つの考え方がある。→説明責任について、「有する主体」と「求められる対象」について
の見方が異なっており、どのレベルで記述するかについては、合意されていない。
- ・ その上で、誰に対して、どの程度説明する責任・義務があるのか、どのような情報を公開・開示していくかの内容・範囲がある。
- ・ 行政から補助金等を得ている団体は、もちろん、その責任・義務がある。ただし、そうした補助金を得ているか、いないかを考えるよりも、あるいは、対行政ということを考えるよりも、まちづくりと一緒に協働でおこなっていく主体のことを考えれば、積極的に説明することは重要であるし、そうしたことが様々な主体を育てていくことにつながる。
(例えば、自分の属している町内会とは違う町内会の情報を入手できるか・)

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	意見聴取手続き

会議のまとめ

- ・ ほとんど決まってから、意見聴取するという形ではなく、計画の早い段階から意見聴取を行う。
- ・ 重要な政策・計画・事業については、意見聴取を行うことが大事(対象; 予算規模が大きい。事業期間が長い。事業規模が大きい。市民一人あたりの負担額が大きい等の基準によって)

- ・市民のニーズを把握する段階、構想段階、あるいは、PDCA サイクルを回していくそれぞれの段階で意見聴取を行っていく。
- ・方法として、パブリックコメントや公聴会はある。最終手段としての住民投票。
- ・負担可能性など必要な情報を提示した上で、意見聴取を行う。

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	意見要望苦情等への応答義務等

会議のまとめ

- ・相談窓口を一本化して対応すること。たらい回しをしないこと。
- ・応答義務はある。正確に早く開示し、説明する。
- ・不利益救済のための別途機関はいる。

議論のプロセス

- ・現在も相談窓口はあるかもしれないが、充実していく。
- ・不利益機関救済のための機関は、庁内組織もあるが、外部組織（第三者機関）もありうる。

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	附属機関等の運営

会議のまとめ

- ・審議会等は、公募委員がいるようにする。公募されない場合は、その理由を提示する。
- ・公募の人が議論に参加しやすい会議運営を行うこと。
- ・会議は公開すること。公開できない場合は、その理由を提示する。
- ・会議は、傍聴ができるようにすること。

議論のプロセス

- ・「原則として」の表現をどうするか。
- ・謝金や必要経費の出し方が担当課によって異なる。一回切りの説明でそれ以後会議のないものもあつたりする。
- ・予算執行や無駄使いをしないための仕組みづくりがいないのではないか。
- ・審議会等について知る機会が少ない。